

◎佐賀県条例第8号

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 佐賀県事務処理の特例に関する条例（平成12年佐賀県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
(市町等が処理する事務の範囲等)		(市町等が処理する事務の範囲等)	
第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。		第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。	
事務	市町又は広域連合	事務	市町又は広域連合
1～6の2 略		1～6の2 略	
7 自然公園法（昭和32年法律第161号） 第20条第3項の規定による知事に対する特別地域内の行為の許可の申請を受理し、及び当該許可の通知書を交付すること。	略	7 自然公園法（昭和32年法律第161号。 <u>次号において「法」という。</u> ）第20条第3項の規定による知事に対する特別地域内の行為の許可の申請を受理し、及び当該許可の通知書を交付すること。	略
8 <u>自然公園法（以下この号において「法」という。）</u> に基づく事務のうち次に掲げるもの（2以上の市町の区域にまたがる事務を除く。） (1)～(5) 略	略	8 <u>法</u> に基づく事務のうち次に掲げるもの（2以上の市町の区域にまたがる事務を除く。）  (1)～(5) 略	略
8の2～9 略		8の2～9 略	
9の2 農地法（昭和27年法律第229号。 以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(6) 略	略	9の2 農地法（昭和27年法律第229号。 以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(6) 略	略

改正前		改正後	
<p>(7) 法第50条の規定により、報告を求めること（(1)から(5)まで、<u>(8)及び(9)</u>に掲げる事務に係るものに限る。）。</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 法第51条第3項の規定により、自ら原状回復等の措置の全部又は一部を講ずること。</p> <p>(10) 法第51条第5項の規定により、原状回復等の措置に要した費用を徴収すること。</p>		<p>(7) 法第50条の規定により、報告を求めること（(1)から(5)まで<u>及び(8)から(10)までに</u>掲げる事務に係るものに限る。）。</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 法第51条第4項の規定により、自ら原状回復等の措置の全部又は一部を講ずること。</p> <p>(10) 法第51条第5項<u>及び第6項</u>の規定により、原状回復等の措置に要した費用を徴収すること。</p>	
9の3～17 略		9の3～17 略	
<p>18 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び同法の施行のための規則に基づく事務のうち、<u>同法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、第63条第3項第5号イ又は第68条の69第3項第5号イ</u>の規定により、宅地の造成（2以上の市町の区域にまたがるものを除く。）が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定をすること。</p>	略	<p>18 租税特別措置法（昭和32年法律第26号。<u>以下この号から第20号までにおいて「法」という。</u>）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、<u>法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ又は第63条第3項第5号イ</u>の規定により、宅地の造成（2以上の市町の区域にまたがるものを除く。）が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定をすること。</p>	略
<p>19 租税特別措置法及び同法の施行のための規則に基づく事務のうち、<u>同法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項</u></p>	略	<p>19 <u>法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条</u></p>	略

改正前		改正後	
<p>第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、<u>第63条第3項第5号イ又は第68条の69第3項第5号イの規定による知事に対する宅地の造成（2以上の市町の区域にまたがるものを除く。）が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定申請を受理すること。</u></p>		<p>の3第4項第14号ハ又は<u>第63条第3項第5号イの規定による知事に対する宅地の造成（2以上の市町の区域にまたがるものを除く。）が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定申請を受理すること。</u></p>	
<p>20 <u>租税特別措置法第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ、第63条第3項第6号又は第68条の69第3項第6号の規定により、住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定をすること。</u></p>	略	<p>20 <u>法第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ又は第63条第3項第6号の規定により、住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定をすること。</u></p>	略
21～29 略		21～29 略	
<p>30 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に係るものに限る。）</p> <p>(1) 法第17条第1項の規定により読み替えて適用される法第7条第1項（<u>法附則第2条第4項において準用する場合を含む。</u>）の規定により、児童手当（<u>法附則第2条第1項に規定する給付</u></p>	略	<p>30 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に係るものに限る。）</p> <p>(1) 法第17条第1項の規定により読み替えて適用される法第7条第1項の規定により、児童手当の受給資格及び児童手当の額の認定をすること。</p>	略

改正前	改正後
<p>を含む。以下この号において同じ。)の受給資格及び児童手当の額の認定をすること。</p> <p>(2) 法第9条第1項及び第3項(法附則第2条第4項において準用する場合を含む。)の規定により、児童手当の額の改定を行うこと。</p> <p>(3) 法第26条第3項(法附則第2条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による届出及び法第26条第3項に規定する書類を受理すること。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (震災特例旅券の交付の特例)</p> <p>2 東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律(平成23年法律第64号)第2条第3項の震災特例旅券が交付される間における第2条の表第1号の3の規定の適用については、同号(2)中「第12条第3項」とあるのは、「第12条第3項並びに東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律(平成23年法律第64号)第3条」とする。</p>	<p>(2) 法第9条第1項及び第3項の規定により、児童手当の額の改定を行うこと。</p> <p>(3) 法第26条第3項の規定により、届出及び提出された書類を受理すること。</p> <p>附 則</p> <p>略</p>

第2条 佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(市町等が処理する事務の範囲等)	(市町等が処理する事務の範囲等)

改正前

第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。

事務	市町又は広域連合
1～9 略	
<p>9の2 農地法（昭和27年法律第229号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 法第49条第1項の規定により、その職員に他人の土地又は工作物に立ち入って調査させ、測量させ、又は調査若しくは測量の障害となる竹木その他の物を除去させ、若しくは移転させること（(1)から(5)まで、(8)及び(9)に掲げる事務に係るものに限る。）。</p> <p>(7) 法第50条の規定により、報告を求めること（(1)から(5)まで及び(8)から(10)までに掲げる事務に係るものに限る。）。</p> <p>(8) 略</p> <p>(9)・(10) 略</p>	<p>佐賀市（(5)に掲げる事務に限る。）</p> <p>鳥栖市 神崎市</p> <p>吉野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町</p>
9の3～30 略	

改正後

第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。

事務	市町又は広域連合
1～9 略	
<p>9の2 農地法（昭和27年法律第229号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 法第49条第1項の規定により、その職員に他人の土地又は工作物に立ち入って調査させ、測量させ、又は調査若しくは測量の障害となる竹木その他の物を除去させ、若しくは移転させること（(1)から(5)まで、(8)及び(10)に掲げる事務に係るものに限る。）。</p> <p>(7) 法第50条の規定により、報告を求めること（(1)から(5)まで及び(8)から(11)までに掲げる事務に係るものに限る。）。</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 法第51条第3項の規定により、<u>原状回復等の措置の命令に従わなかったときに、土地の地番その他必要な事項を公表すること。</u></p> <p>(10)・(11) 略</p>	<p>佐賀市（(5)に掲げる事務に限る。）</p> <p>鳥栖市 <u>小城市</u></p> <p>神崎市 吉野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町</p>
9の3～30 略	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。